

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月12日
【事業年度】	第4期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社SDホールディングス
【英訳名】	SD Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松浦 正英
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾五丁目25番2号
【電話番号】	03-5447-6431
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 西崎 武史
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾五丁目25番2号
【電話番号】	03-5447-6431
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 西崎 武史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出した第4期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①～⑤ <省略>

⑥～⑧ 記載なし

(訂正後)

(1) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①～⑤ <省略>

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議することとした事項

－取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役及び監査役であったものも含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

－剰余金の配当

当社は、株主への安定的な利益還元等を行うため、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。